

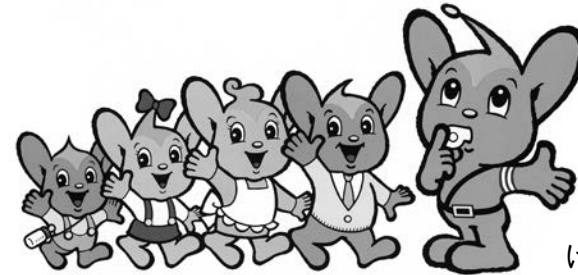
## ジュネーブ条約締約国等

～この国際運転免許証で運転することができる国等の一覧表～

アイスランド	シリア	フィリピン
アイルランド	シンガポール	フィンランド
アメリカ合衆国	ジンバブエ	フランス
アラブ首長国連邦	スウェーデン	ブルガリア
アルジェリア	スペイン	ブルキナファソ
アルゼンチン	スリランカ	ブルネイ
アルバニア	スロバキア	ベナン
イスラエル	スロベニア	ベネズエラ
イタリア	セネガル	ペルー
インド	セルビア	ベルギー
ウガンダ	タイ	ボツワナ
英国	大韓民国	ポーランド
エクアドル	チェコ共和国	ポルトガル
エジプト	中央アフリカ共和国	マダガスカル
エストニア共和国	チュニジア	マラウイ
オーストラリア	チリ	マリ
オーストリア	デンマーク	マルタ
オランダ	トogo	マレーシア
ガーナ	ドミニカ共和国	南アフリカ
カナダ	トリニダード・トバゴ	モナコ
カンボジア	トルコ	モロッコ
キプロス	ナイジェリア	モンテネグロ
キューバ	ナミビア	ヨルダン
ギリシャ	ニジェール	ラオス人民共和国
キルギス	ニュージーランド	リトアニア
グアテマラ	ノルウェー	リヒテンシュタイン
クロアチア	ハイチ	ルクセンブルク
コートジボワール	バチカン	ルーマニア
コンゴ	パプアニューギニア	ルワンダ
コンゴ民主共和国	パラグアイ	レソト
サンマリノ	バルバドス	レバノン
シエラレオネ	ハンガリー	ロシア連邦
ジャマイカ	バングラデシュ	
ジョージア	フィジー	
<b>特別行政区等</b>		
香港	キュラソー島	ジャージー
マカオ	シント・マルテン	ジブラルタル
フランスの海外領土 (フランス領ポリネシア等)	ケイマン諸島	アメリカ合衆国の海外領土 (グアム、プエルトリコ等)
アルバ	ガンジー	

令和3年9月7日現在

## 国際運転免許証のしおり



けいしちょう

### これから運転される方へ

アメリカ合衆国など国によっては、国際運転免許証のみでは運転できない場合がありますので、必ず**日本の運転免許証**も一緒にお持ちください。

### 国際運転免許証の発給窓口

#### ◎運転免許試験場

府中運転免許試験場 学科試験課	〒183-0002 府中市多磨町3-1-1	042 (362) 3591
鮫洲運転免許試験場 試験課	〒140-0011 品川区東大井1-12-5	03 (3474) 1374
江東運転免許試験場 免許課	〒136-0075 江東区新砂1-7-24	03 (3699) 1151

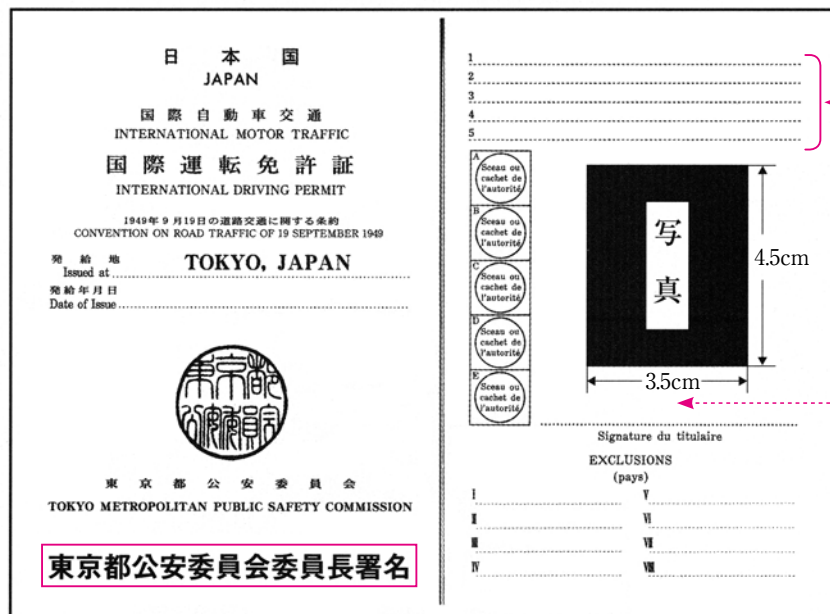
#### ◎運転免許更新センター・警察署

神田運転免許 更新センター	〒101-0047 千代田区内神田1-1-5	03 (3294) 3380 東京都産業労働局神田庁舎
新宿運転免許 更新センター	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03 (3343) 2558 東京都庁第二本庁舎2階
世田谷警察署 免許更新事務所	〒154-0024 世田谷区三軒茶屋2-4-4	03 (3418) 0110
板橋警察署 免許更新事務所	〒173-0004 板橋区板橋2-60-13	03 (3964) 0110
立川警察署 免許更新事務所	〒190-0014 立川市緑町3233-2	042 (527) 0110

## 国際運転免許証について

### 1. 署名

- 写真の上欄の氏名、生年月日、住所などを確かめてください。



- ローマ字で署名してください。

### 2. 有効期間

- 有効期間は、発給日から1年間で、更新制度はありません。
- 1年以上海外に滞在される方は、日本の運転免許証を滞在する国の運転免許証に切替えるか、滞在する国の運転免許証を取得してください。

### 3. 運転できる車

- 日本で運転できる車両に対応した車両を運転できますが、渡航先の交通法規に従って運転してください。

### 4. 日本国外でのみ有効な運転免許証

- この国際運転免許証では、日本国内では運転できません。

### 5. 運転できる国（ジュネーブ条約締約国等）

- 裏面に記載のジュネーブ条約締約国等一覧表の国内では、この国際運転免許証だけで運転できますが、国によっては日本の運転免許証の提示を求められることがあります。
- その他の国でも運転を認められている国もありますので、大使館等で確認してください。

### 6. 国際運転免許証の返納

- 有効期間が過ぎたときは、運転免許試験場・運転免許更新センター又は最寄りの警察署にお返しください。郵送での返納も可能です。
- 国際運転免許証は、有効期間内であれば何回海外に行かれてもそのたびに使用できますが、この国際運転免許証の残りの有効期間内に、新たに申請するときは、古い国際運転免許証も持参してください。

## 日本の運転免許証について

### 1. 運転免許証の有効期限が過ぎてしまったとき（失効手続）

- 海外滞在中に、日本の運転免許証の有効期間が過ぎて3年以内の場合は、失効手続をすることで学科試験・技能試験が免除されます。申請は、帰国後1か月以内に運転免許試験場で行ってください。

### 2. 期間前の免許更新について

- 海外滞在中に、日本の運転免許証が有効期間が過ぎてしまう場合は、出国前に更新期間前の免許更新をすることができます。ただし、期間前更新をしますと運転免許証の有効期間が短くなります。

※ 失効手続、期間前の更新をする場合は、受付時間や必要なものが通常と異なりますので、あらかじめホームページや運転免許試験場でご確認ください。

警視庁ホームページ <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/>